

大阪広域水道企業団告示第5号

令和6年大阪広域水道企業団告示第10号（市町村域水道事業における歳入等の納付事務を委託する指定納付受託者の指定（クレジットカードによる決済サービス））の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月31日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>3 委託事務の範囲及び期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 岬水道事業及び千早赤阪水道事業における水道料金納付事務並びに岬町及び千早赤阪村から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和8年4月1日から令和11年9月30日まで</p> <p><u>(4) 阪南水道事業における水道料金納付事務及び阪南市から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和9年4月1日から令和11年9月30日まで</u></p>	<p>3 委託事務の範囲及び期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>阪南水道事業、</u>岬水道事業及び千早赤阪水道事業における水道料金納付事務並びに<u>阪南市、</u>岬町及び千早赤阪村から大阪広域水道企業団が受託した当該地方公共団体における下水道使用料納付事務 令和8年4月1日から令和11年9月30日まで</p>